

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

附 則（令和七年三月二八日政令第九三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の日前に行われた公告その他の国による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの政令による改正前の予算決算及び会計令第百条の二第一項第一号に規定する一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。